



2020年2月28日

各位

会社名 株式会社松屋フーズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 瓦 茸 一利
(コード番号：9887 東証第一部)
お問合せ先 専務取締役 丹沢 紀一郎
(TEL：0422-38-1121)

株主優待制度の拡充に関するお知らせ

当社は2020年2月28日開催の取締役会において、株主優待制度の変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、株主様を支援顧客層と位置付け、株主の皆様からのご支援にお応えするとともに、当社の事業内容をより一層ご理解していただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

このたび、当社株式の長期保有をさらに促進することを目的として、保有期間に応じた新たなカテゴリーを追加し、下記の通り株主優待制度の変更を実施いたします。

1. 優待内容

1年以上継続保有株主様に試食券として、「松屋」・「松のや」・「松乃家」・「チキン亭」・「松そば」・「\松」・「マイカレー食堂」で使用できる株主優待券を贈呈いたします。

株式保有期間により優待品内容が異なります。

【変更後】

保有株式数	継続保有期間	優待内容
100株以上	1年未満	-
	1年以上	お食事券10枚
	3年以上	お食事券12枚

【変更前】

保有株式数	優待内容
100株以上	お食事券10枚

2. 実施時期

2021年3月31日を基準日とする株主優待制度から実施いたします。

※2020年6月末発送の株主優待は、これまで通り2020年3月末時点で100株以上保有株主様にお食事券10枚を贈呈いたします。

3. 割当条件

100株以上を1年以上継続保有していることを条件とさせていただきます。

4. 継続保有の判定

※2021年6月末発送の株主優待から実施いたします。

①1年以上継続保有

2020年3月末から2021年3月末の期末・中間期末の株主名簿に同一の株主番号で3回の記載がある場合に1年以上と判定いたします。単位未満株は判定の対象外となります。

②3年以上継続保有

2018年3月末から2021年3月末の期末・中間期末の株主名簿に同一の株主番号で7回の記載がある場合に3年以上と判定いたします。単位未満株は判定の対象外となります。

以上